

解説

高岡市文化財審議会委員

(元富山県文化財保護審議会会長)

佐伯 安一

二上山は大伴家持によって万葉集に詠まれ、二上神は宝龜十一年(七八〇)に従五位下の神階を受けて以降、貞觀元年(八五九)には正三位にまで昇叙している。また、二上神像は平安時代後期の作で「木造男神坐像」として国の文化財指定を受け、神威は紛れもない。

このように古代の二上山は青空のように明るい、中世に入ると文献史料が乏しく、戦国時代の守山城関係のものは別として、わずかに文明七年(一四七五)の後土御門天皇綸旨が一条の光を放っている。

後土御門天皇綸旨 越中国射水神社文書(松雲公採集遺編類纂 百十五)

越中国二上社造営事、任先例以当国棟別終造功、宜奉行、天下泰平宝算長久者、

天氣如此、仍執啓如件

文明七年九月十四日

(広橋兼題)
左 中 弁

謹上 土御門三位殿
(泰清)

(富山県史料編Ⅱ中世 五九二頁)

これは朝廷が二上社の造営を越中国棟別錢を以てすることを許したものである。棟別錢の使用が「先例」によって行われたことに留意すべきであろう。以前からそのように行われており、近世の知識米の徴収にもつながるからである。

天正十三年(一五八五)八月、越中西三郡(砺波・射水・婦負)は前田氏の領国となり、前田利長は守山城に在城した。その後富山城へ移ったが、慶長十四年(一六〇九)高岡へ移り、高岡城を築城するとともに高岡町を造った。この時期利長は二上権現(射水神社)の社殿を再興し、社領を安堵して手厚い保護を加えた。二上権現に奉仕した一山寺院の二上山養老寺は慈尊院・金光院・本覚坊の三ヶ寺によって運営され、高野山真言宗に属した。運営の費用は越中国内から集める軒別一升の知識米によってまかなわれた。

明治元年(一八六八)神仏分離によって二上権現は射水神社となり、養老寺は廃された。翌二年、慈尊院と本覚坊は神職となり、金光院は寺院として継続した(慈尊院は間もなく明治十二年十二月に寺院に復した)。明治四年六月、射水神社は国幣中社に列せられ(59)、同年九月高岡古城公園へ遷座した。二上山麓の元の社は願により同十年六月五日付で分社となり、同月十六日に分社臨時祭を行なった。主要行事である築山行事は分社の地元氏子によって継続されてきた。戦後、神社の国家統制が廃されると、分社は独立して昭和二十九年七月十九日付で越中総社射水神社となった。その後、二上射水神社と改称し、平成八年十一月二十八日付で登記した。

「二上射水神社文書」は二上射水神社文化財保存会の所蔵になり、

境内の二上射水神社資料館に保管されている。総数四二三点。平成十二年二月二十五日付で高岡市の文化財に指定された。内容は本覚坊に伝来した神社関係のもの（一一六）と、二上村の村方文書（三〇七）である。分類もこれに従って一、史料集、二、神社関係（以上神社関係）、三、二上村方関係、四、田地割・地租改正、五、追加（以上村方文書）とし、全体を通じて一連番号を付した。

一、史料集

慶長十四年高岡へ移った前田利長は、二上大権現および養老寺に対して寄進・安堵を与えているが、その流れは利長没後も正室玉泉院、三代利常に引きつがれている。一号文書の「知識御繪旨並御先代様御印物等記録」には関係文書の写しが収められている。利長の御印物は万治二年（一六五九）に藩に引き上げられて残っていないのでこの写しは最も重要なものである。藩主から寄進されたものは山地安堵、社堂建立、社領米、三ヶ寺居屋敷高の四種であった。それぞれを御印物あるいは関係史料によって確認したい。

・山地安堵

慶長十五年四月十八日付の「山林寄進御印写」（1(2)）がある。文面に「其方持分前々の如く」とあるので、従来の社領山地を安堵したものである。養老寺からの延宝二年（一六七四）由来書上（加越能寺社由来、上一三六頁）でも「先規の如く」とある。

・社堂建立

四月二十八日付「二上山社頭建立に際し札・巻数など給うにつき礼状写」（1(3)）がある。延宝二年の由来書上（前掲書）に「利長様慶

長十五年に二上大権現社頭御修理成らせられ」とあるので、この日付は慶長十五年である。関連文書に「二上山奉加帳」（1(8)）、「奉加として金子一枚渡すにつき書状」（1(10)）がある。

利長没後、元和元年（一六一五）に正室玉泉院は拝殿を寄進した。延宝二年の由来書上（前掲書）に「玉泉院様元和元年に拝殿御建立成らせられ候御事」とある。玉泉院からの「拝殿の指図受け取るにつき書状」（1(13)）や、鈴木権介からの「造作出来のことを（玉泉院へ）披露につき書状」（1(14)）がその文書で、「二上山の堂ふき調うようにつき書状」（1(12)）も関連文書であろう。

・社領米寄進（六石七斗九升二合）

寛文十年（一六七〇）の二上村の御印高は千百九拾八石で、社領米はこの高の内に含まれている。「二上村御印高の内、社領米御印につき覚書」（1(5)）は次のように記している。

二上村御印高之内

一、六石七斗九升式合 御社領米御印

従利長様慶長年中御寄附被為成下候

御定免 六ツ沓歩

内 上免沓ツ 二上村百姓中御上江上ル

五ツ沓歩 二上村大権現御社領米

三石八斗五升式合 定納米

四斗八分九厘九毛 春秋夫銀

但 此分二上村百姓中御権現宮江春秋両度上納可仕筈ニ候得共、右御高ニ相当リ諸郡打銀并御郡用水打銀二上村江可相渡分与指引仕候ニ付先年与出入無之候事

『射水神社志』（下三〇頁）には同じ内容の慶長十五年三月二十八日

付利長御印状が載っている。しかし、内容を検討すると口米は定納一石に一斗一升二合、春秋夫銀は定納一石に一斗四分で計算されている。

口米の比率は寛文御印の段階、春秋夫銀は明暦御印の段階のものである。そして、延宝二年の由来書上（前掲書、上一三六頁）では「微妙院様寛永拾年に権現社廻にて六石七斗九升式合の所権現御供田に御付成らせられ候御事」とある（貞享二年の由来書上では寛永十五年としているが、三ヶ寺居屋敷の確定が寛永十年に行われているから十年が正しいであろう）。これで見ると利長の代寛永十年に確定した石高を寛文十年段階の基準で算出したのであろう。従って同内容を記す『射水神社志』の慶長十五年の判物は偽文書である。

・三ヶ寺居屋敷高寄進（五石一斗一升）

「二上村御印高の内、三ヶ寺居屋敷高御印につき覚書」（1(6)）は次のように記している。

二上村御印高之内

一、五石沓斗沓升 三ヶ寺居屋敷高御印

従利常様寛永年中御寄附被為成下候、此歩数千貳百貳拾六

歩四厘、沓ヶ寺居屋敷配当之分四百八歩八厘

貞享二年の由来書上（前掲書一八八頁）には「三ヶ寺居屋敷先年より拝領仕候。元和七年（一六二一）二上村百姓地へ御竿入之砌も、右三ヶ寺居屋敷指除かれ、今以て拝領仕候御事」とある。ここに「先年より拝領仕候」とあるのに留意しなければならない。つまり、当初から拝領地として認められていたので御竿入（検地）をしなかったのだ

ある。「二上本覚坊など屋敷は玉泉院様御帳の通り安堵につき書状」（1(20)）・「寺屋敷は検地帳より除くにつき書状（玉泉院印）」（1(21)）・「二上本覚坊など屋敷は検地帳より指し除く由、検地衆へ申し遣わすにつき書状」（1(22)）は関連文書で、これらは元和七年のものである。それを寛永十年に竿入れ（検地）して高五石一斗一升と確定し、改めて「御帳指除」としたもので、その間の経過は「寺屋敷の検地の儀につき申上書」（1(23)）で次のようにはっきり述べている。

一筆致啓上候、然者二上山権現御社之内、昔々御寺屋敷、先年御検地被相詰、御給人江被遣候故、今度大音主馬殿、津田勘兵衛殿江其方与書付并絵図御上候而御理リニ付而如前々、相渡可申旨、勘兵衛殿与被仰付候、右之屋敷御検地仕見申候得者御高五石沓斗沓升有之候、只今相渡申候、右之屋敷御検地人衆江被仰御請取可被成候、将又、検地二上村御高之内五石沓斗沓升之所、寛永拾年与御帳指除上申候、為其以書状如斯候、恐々謹言

戊三月廿六日 佐野忠右衛門 判

以上のように「知識御繪旨並御先代様御印物等記録」（1）は射水神社にとって基本的な文書を納めているが、巻頭と巻末の二通は偽文書である。巻頭の「元正天皇繪旨写」（1(1)）は養老元年（七一七）、元正天皇から養老寺へ宛てたもので、人御穀（人身御供）の代りとして家一軒に十五才以上一升二合宛の知識米を集めることを命じている。「寺号養老寺」とあるが、養老元年に養老寺ができていない筈はないし、繪旨の形式からも明らかな偽文書である。

巻末の前田利長判物(135)は慶長十五年三月十八日付で養老寺へ宛てたもので、軒別一升の知識初穂米を集めることを許している。この時期の他の判物の宛所は二上山談議所であるが、この文書は養老寺となっており、しかも麗々しく肩書に祈願所としている。日付は山林寄進御印(12)にならったものである。本来ならこの冊子の最初に載せるべき文書であるが後尾にあり、しかも他の書体と異筆で明らかにあとで書き加えたことがわかる。

二通とも旧来からの知識米を正當化・權威付けするためのもので、それは養老寺の運営のために必要だったのである。

次に、「二上村史料卷之一」(2)「神社資料第二類」(3)「神社資料第三類」(4)「射水神社関係書類第四類」(5)の四冊は一連のもので、二上家(本覚坊)二三世二上久雄(明治8生、大正9・8・13没)の整理した史料集である。巻一の表紙に二上瑞枝とあるが、これは久雄の国学者風の別名である。二上久雄は「二上家系由緒」(12)によると、祐雄(二上喜内、明治29年没)の三男で、射水神社分社の社掌を勤める傍ら二上小学校の訓導を勤めた。この史料群の中から主なものを拾ってみる。

・「享保十四年二上山養老寺明細帳」(21) 延宝・貞享の由来書上は別として、縁起書の中では最も早く、悪王子伝説の初出資料である(ただし、貞享の書上は元正天皇の養老元年開基としているので、当然悪王子伝説はあったと思われる)。このあとに続くものとしては「天明六年射水郡之内二上山養老寺明細帳」(22)「文

政七年正一位国主二上大権現略縁起」(27)・(7)がある。

「更級右近太夫国政之来由、附リ堀内帯刀之伝」(24) 更級右近は戦国時代の天文末年(一五五〇ごろ)に来住した武士で、二上社の社堂を整備し、養老寺を再興した。天正六年(一五七八)、能登から守山城の神保氏張を頼って退去してきた長連竜をかくまい、子法師一専(堀内帯刀)は以後連竜に従った。養老寺の本覚坊・金光院・慈尊院では右近と一専を再興の祖としている。史実に合ひ、また、当時の墓があり子孫もいるので、この所伝は信じてよい。

・「二上山定書」宝暦四年(45)(6)・5(1)・天保一一・一二年(513)(14)

・「年中大小祭礼二十四度祭典料寛書」(418)・「二上山祭神日覚書」(510)

この両通を比較することによって、神仏分離以前と以後の変化の様子を知ることができる。

・「御用留帳」(6) 文政十二年(一八二九)から天保五年(一八三四)ごろまでの本覚坊の御用留帳。二十世覚雄筆。養老寺の運営資料。「二上山権現宮三月八日祭礼の行列次第」(658)などがある。

・「祭神記由緒記」社掌二上賛雄(9)

・「二上家系由緒」(12) 本覚坊・二上家の家系。

・「二上山養老寺拝領山山境分間絵図A」(15)・B(16)

・安政四年(一八五七)の田地割に際し、養老寺拝領山の山麓と二

上村の領域に境界争いが生じたので、万延元年(一八六〇)に確認した絵図。全山の絵図として貴重。

二、神社関係

神社関係の一紙文書である。

・20・29・34は、「山売渡し証文」である。神社背後の山地は養老寺が藩主前田利長から安堵された拝領山である。その利用は年貢を取って二上村の農民に任せた。ここで「売渡し」というのは利用権の売渡しである。

・30「五場所集米定書」前欠で、4(13)のあとへ貼合わせて補完した。

・31「二上山養老寺拝領山と二上村領古田畑等境界分間野帳」は万延元年五月、「山地分間絵図A」(15)作製の際の測量野帳である。

・33「寄進人足依頼状」は文中に「正徳二年(一七一二)造立時に高岡町より寄進人足千七百十人」の記載があつて、堂社改築の際には高岡町の協力があつたことがわかる。

・36「復飭神勤などにつき約定一件」・37「慈尊院金光院の勤め方などにつき条々願書案」 神仏分離に際し、明治二年のこの段階では、慈尊院と金光院が神職になって本覚坊が寺を続けることを約しているが、実際には慈尊院と本覚坊が神職となり、金光院が寺を続けた。

・38「射水神社々地ほか八ヶ所払下方願書」 39「二上村元持山払下願」から43までは、社地や元拝領山が御締山(官へ没収)になつ

ていたのを明治五年に払下げるようお願いした文書である。翌六年には払下になり、45・48・50・52・56・57・68・追加383はその

関係書類で、同八年までの地租改正に際してどのように処理されたかが分かる。

・60「射水神社分社願関係文書」・64・67 明治八年九月、射水神社は高岡古城公園へ遷座されたが(88)、元の社を分社に願ひ出て許され、同十年六月に分社臨時祭を行なっている(89)。

その後、明治二十八年ごろから旧社地への復座願の動きがあり(74・76)、同三十三年に高岡大火で古城公園の神社が焼けるとさらにその運動が強まった(77・80)。しかし、その後の動きは見られない。

・89・104は大正十年以降の分社関係文書である。

・105・115は昭和二十三年以降の書類である。

三、二上村方関係

117 二上村村御印 寛文十年

118 下八ヶ新村・城光寺村・懸開発村・荻布村領川端新開申付状用水・水門図り帳 119・122・125・144・151・152・153・追加374

・二上岡田用水については147「永代替地約定証(岡湯用水関係一件)」、

191「二上岡田水利権確認等事件」に詳しい。

・水門図り帳 120・177・178・181

・堤防・道・橋 121・148・149・165・173・175・184・186・追加402特に138「二上橋架設に関する書類」は間島屋兵吉の二上橋架設に関

する明治三十五年の關係書類である。

・ 領内立毛枯穂等に付除内米等惣見分野帳 131 ～ 134 ・ 追加 375 ～ 380

・ 持高記帳 明治五年 140 ・ 141

・ 戸長役場事務關係 明治五十八年 142

・ 耕地整理 昭和五年 192 ・ 194

・ 土地改良事業換地処分登記申請書 200 昭和四十五年

・ 個別史料としては、鏡磨稼の關所切手願 124 明治十年の減租(分与米)關係 160 ・ 161 などがある。

四、田地割・地租改正

五、追加(主に田地割・地租改正)

田地割・地租改正關係(主に帳冊)も村方文書であるが、量が多いのでここにまとめた。

・ 田地割 ほぼ二十年ごとに一村内の田地をくじで割り替える加賀藩独自の制である。普通、田地割が終ると前回の帳面は廃棄したので残っていない。帳冊としては、田地割願書、田地割定書、くじ組帳、居屋敷歩帳、引地野帳、打立野帳、畑打立帳、惣歩合盛書上申帳があり、山は田地割が終ってから行われた。二上村では文化八年(一八一八)・天保九年(一八三八)の一部と安政四年(一八五七)、明治五年(一八七二)のものが残っている。

文化八年 大菅豊家文書 10

天保九年 201 ～ 210、追加 331 ・ 332

安政四年 211 ～ 218、追加 333 ～ 373

(慶応二年 四ヶ開割替野帳 220)

(慶応三年 拝領山調理帳 221)

(明治三年 分卦高屋敷帳へ先慈尊院門前屋敷 222)

明治五年 232 ～ 257、追加 384 ～ 394 ・ 399

・ 地租改正 明治六年の地租改正条例にはじまり一部対応が見られるが、本作業は明治八年に行われた。耕地整理や圃場整備まで使われた地番はこのときに付けられた。

明治六年 地券御渡方奉願候書付 261

地券御渡方一村限帳綴(雛形)

211

地租改正關係雜件 263

(明治七年 山地券關係 264 ・ 265)

明治八年 266 ～ 288、追加 404 ～ 409

明治十一年 山野帳 289 ～ 296

明治十二年以降 地券以後の動き 297 ～ 302、追加 410 ～ 414 ・ 418

419 ・ 422 ～ 424

二上村地籍図(折本)二六冊 303 ～ 328

・ 二上村萬書類調帳(追加 421)は村方万雑などの書類で、明治三十七年から(明治二十年の目録を含む)昭和四十三年までに及ぶ。